大阪府特別職報酬等審議会

第１回資料（行政委員）

**目　次**

|  |  |
| --- | --- |
|  | ページ |
| ①大阪府の行政委員会 | １ |
|  |  |
| ②各行政委員（会）の主な業務内容 | ２～５ |
|  |  |
| ③行政委員報酬について | ５ |
|  |  |
| ④行政委員会の委員報酬 | ６ |
|  |  |
|  |  |

行政委員会について

①大阪府の行政委員会

　　大阪府では地方自治法に定めのある普通地方公共団体及び都道府県に置かなければならない執行

機関として９つの行政委員会を設置しており、その職務権限等は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 職務権限 | 根拠法令 |
| 教育委員会 | ・学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し執行 | 自治法§180の8地教行法§2～15 |
| 人事委員会 | ・人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。 | 自治法§202の2-1地公法§7～12 |
| 監査委員 | ・普通地方公共団体及び財政的援助団体等の監査及び決算・財政健全化比率等の審査等を実施 | 自治法§195～202公営企業法§30健全化法§3、22 |
| 公安委員会 | ・都道府県警察の管理 | 自治法§180の9警察法§38～46の2 |
| 収用委員会 | ・土地の収用に関する裁決その他土地収用法に基づく事務を行う | 自治法§202の2-5土地収用法§51～66 |
| 選挙管理委員会 | ・当該地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理 | 自治法§181～194 |
| 労働委員会 | ・労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行 | 自治法§202の2-3労組法§19～27の26 |
| 海区漁業調整委員会 | ・漁業調整のため必要な指示その他の事務を行う・設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理 | 自治法§202の2-5漁業法§82～102 |
| 内水面漁場管理委員会 | ・漁業調整のため必要な指示その他の事務を行う・当該都道府県の区域内に有する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理 | 自治法§202の2-5漁業法§130～132 |

　　　※自治法（地方自治法）、地公法（地方公務員法）、労組法（労働組合法）、

 地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）、公営企業法（地方公営企業法）、

　　　　健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

１

②各行政委員（会）の主な業務内容

　　地方自治法等で定める職務権限をもとに行っている具体的な業務内容は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 主な業務内容 |
| 教育委員会 | ○教育委員会会議　・府教育行政の基本計画に関すること。　・教職員人事の基本方針に関すること。　・予算、条例案その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案に　　ついて、知事に意見を申し出ること。　など○市町村教育委員会への指導助言○各種主要行事への出席　・全国都道府県教育委員会連合会、教職員表彰式　など |
| 人事委員会 | ○委員会の権限に属する事項に関する審議・決定（規則制定、採用・任用、給与勧告、条例案に対する意見等）○人事行政に関する調査、研究、企画、立案○職員の勤務条件に関する措置の要求及び 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての審理・審査○ 全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会等会議への出席○ 職員団体との意見交換、職員採用セミナー等の開催・出席など |
| 監査委員 | ○次の掲げる事項についての監査を行う。　・大阪府の財務に関する事務の執行　・大阪府の経営に係る事業の管理 ・大阪府の事務の執行　・大阪府が財政的援助を与えている団体・出資団体・公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行のうち当該財政的援助にかかるもの○知事、議会、府民（直接請求及び住民監査請求）からの請求により監査を行うこと。○毎月例日を定めて、府の現金の出納について検査すること。○大阪府の決算について審査を行い、その意見を知事に提出すること。○大阪府の健全化判断比率等について審査を行い、その意見を知事に提出すること。 |

２

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 主な業務内容 |
| 公安委員会 | * 法律に基づく主な業務

　①警察法に基づく主な事務　　・地方警察官（警視正以上の警察官）の任免に関する同意　　・地方警察職員の任免に関し意見を述べること　　・警察署協議会委員の委嘱　②警察法以外の法律等に基づく主な許認可､行政処分等の事務　　・道路交通法によるもの…交通規制、運転免許証交付、行政処分　　・古物営業法によるもの…古物営業許可、行政処分　　・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律によるもの　風俗営業の許可、行政処分・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律によるもの　　　指定暴力団等の指定、暴力的要求行為に対する中止・再発防止命令等* その他の業務内容
1. 定例会議等への出席
2. 視察、督励
3. 警察関係行事への出席
 |
| 収用委員会 | 収用委員会は、公共の福祉と私有財産との調整を図るため、土地収用法に基づき、知事から独立して、起業者と土地所有者･関係人のいずれにもかたよらず、公正中立な立場で権限を行使する準司法的な委員会であり、主な業務内容は次のとおり。○裁決申請のあった案件について、裁決手続開始決定を行い、審理を開催し、　　現地調査を行うなどの手続きを踏まえ、裁決を行うこと。○和解や協議の確認を行うこと。○裁決後、裁決取消訴訟が提起された場合、その対応等について決定すること。○全国土地収用研究会及び近畿収用委員会連絡協議会への出席。　　 |
| 選挙管理委員会 | ○衆議院議員、参議院議員、府議会議員、府知事等の選挙及び投票の管理執行に関する事務 ・選挙管理日程の決定、投・開票速報、選挙公報の発行、投票用紙・選挙運動証明物品等の作成、選挙長事務、選挙公営、違反文書図画の撤去命令、選挙表彰など○選挙に関する争訟事務　・府委員会が執行した選挙に関する異議の申出の決定及び訴訟への応訴　・市町村選挙に関する審査申立ての裁決及び訴訟への応訴など○選挙啓発に関する事務　・啓発資料の作成や府民、選挙関係者向け講演会の開催など○政治資金規正法に基づく事務　・政治団体設立届等の受理、収支報告書の受理・公表など○政党助成法に基づく事務　・支部政党交付金使途等報告書の受理など○市区町村選挙管理委員会との連絡調整に関する事務３ |
| 名　称 | 主な業務内容 |
| 労働委員会 | ○労働争議の調整　　委員会における労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）を通じて、争議　　の円満な解決の援助を行うこと○不当労働行為の審査　　委員会における調査・審問を通じて、不当労働行為の事実の存否について審査し、命令（決定）という形で判断を行うこと○個別労使紛争のあっせん○労働組合の資格審査に関すること○上記のほか、公益事業の争議行為の予告通知に関することなど、労働組合法、労働関係調整法に定められた事項○定例会議（総会）、公益委員会議及び全国労働委員会連絡協議会等への出席 |
| 海区漁業調整委員会 | ○委員会等の会議において、漁業法等に基づき知事から諮問される海面における漁業権免許、漁業調整規則等の改廃等及び水産動植物の採捕に関し、紛争の防止等のため実態を調査し、漁具の大きさの制限など必要な委員会指示などについて審議や答申等を行う。○委員会等の会議以外の活動・漁業法等に基づき、知事から諮問される事項に関し、海面における紛争の防止等のため実態を調査する業務・決定事項等（指示等）が遵守されているかどうかを確認するために行う現地での調査業務・海の総合的利用、安全操業などに係わる現地調査業務・委員会の運営に関する協議や調整業務・決定事項等（指示等）の妥当性について現地に出向き、直接漁業者から意見聴取する業務・諮問事項等（大阪府漁業調整規則改正等）について、直接漁業者の意見聴取や事前検討、関係者へ報告する業務・漁業調整のための相談受けや意見聴取、要望・苦情受けの業務 |

４

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 主な業務内容 |
| 内水面漁場管理委員会 | ○委員会等の会議において、漁業法等に基づき知事から諮問される内水面における漁業権免許、あゆ等の資源の増殖計画及び水産動植物の採捕に関し紛争の防止等のため、放流の禁止など必要な委員会指示などについて審議や答申等を行う。○ 委員会等の会議以外の活動・漁業法等に基づき、知事から諮問される事項に関し、内水面における紛争の防止等のため実態を調査する業務・決定事項等（指示等）が遵守されているかどうかを確認するために行う現地での調査業務・内水面の環境実態やあゆ、ます類を積極的に増殖するための現地調査業務・委員会の運営に関する協議や調整業務・決定事項等（指示等）の妥当性について現地に出向き、直接漁業者や遊漁者から意見聴取する業務・諮問事項等（大阪府漁業調整規則改正等）について、直接漁業者及び遊漁者の意見聴取や事前検討、関係者へ報告する業務・漁業調整のための相談受けや意見聴取、要望・苦情受けの業務 |

③行政委員報酬について

支給根拠…地方自治法第２０３条の２第２項

〔地方自治法〕

第２０３条の２ 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

２　前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

３　第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

４　報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

５

④行政委員会の委員報酬

　　大阪府では、各行政委員の報酬額をそれぞれの条例（例.大阪府人事委員会条例、大阪府監査委員条例など）で定め、以下の金額を支給している。



　※H20.8.1からH23.3.31まで報酬の20％カットを実施。

　※網かけ部分の該当者はなし。

６